

お忘れなく！市・県民税の申告

申告期間：2月14日(月)～3月15日(火)

※土・日曜日、祝日を除く。

税務課・☎202122

申告が必要な方

令和4年1月1日現在、本市に住んでいた方

- ①収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方や確定申告をした方は**申告不要**。
- ②収入が無い場合でも、市内に住む方の扶養親族になっていない方や国民健康保険加入者は、保険税の軽減判定などのため**申告が必要**。
- ③公的年金収入のみの方で、医療費控除や源泉徴収票に記載されていない配偶者控除、扶養控除、障害者控除などの各種控除を受ける場合、**申告が必要**。
- ④郵送で申告する方は、税務課、各公民館に確定申告書、市・県民税申告書、医療費控除の明細書がありますのでご利用ください。

申告は、下記のものを持って期間内に

- 申告案内はがき(届いた方)
- 個人番号カード など
- 令和3年中の収入がわかるもの(源泉徴収票など)
- 国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書
- 生命保険料、地震保険料、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書

▶医療費控除を申告するとき

- 医療費控除の明細書

ご注意ください！

明細書がない方は控除の適用が受けられません

あらかじめ明細書を作成してお越しく下さい。
従来の領収書による申告はできません。

▶配偶者控除や扶養控除などを申告するとき

- 配偶者や扶養親族の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

▶障害者控除を申告するとき

- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

市・県民税の申告受付日程表

	期 日	会 場
2月	14日(月)	市民プラザ小ホール
	16日(水)・17日(木)	山前公民館
	21日(月)・22日(火)	御厨公民館
	24日(木)・25日(金)	市民プラザ小ホール
	28日(月)	生涯学習センター3階

	期 日	会 場
3月	1日(火)～3日(木)	生涯学習センター3階
	4日(金)・7日(月)・8日(火)	山前公民館
	9日(水)・10日(木)	市民プラザ小ホール
	11日(金)	生涯学習センター3階
	14日(月)・15日(火)	御厨公民館

受付時間

午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分※期間中は、指定の会場以外での受付は不可。

障害者控除対象者認定書の交付

元気高齢課・☎2139

障害者手帳をお持ちでなく、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の、一定の要件を満たす方に認定書を交付します。この認定書を、所得税や市・県民税の申告をする際に提示すると、障害者控除を受けられます。

控除の種別・対象

- ▶特別障害者控除＝知的障がい者(重度)、身体障がい者(1・2級)に準ずる方
- ▶障害者控除＝知的障がい者(中度・軽度)、身体障がい者(3～6級)に準ずる方

申請 申請書を同課(本庁舎1階18番窓口)

- ※申請書は同課または市ホームページで入手できます。
- ※申請後、審査があります。

申告には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

申告者本人確認書類として次の書類の提示または写しの添付が必要です。

▶個人番号カードをお持ちの方

- 個人番号カード
(写しの場合は表と裏の両面)



▶個人番号カードをお持ちでない方

- 番号確認書類
通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し
- 本人確認ができる書類
運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、年金手帳、在留カード、身体障害者手帳などのいずれか1つ

確定申告の会場の開設

足利税務署・☎413151

会場 同署3階会議室(伊勢町四丁目)

期間 2月1日(火)～3月15日(火)

※土・日曜日、祝日を除く。

受付時間 午前8時30分～午後4時

※相談は午前9時開始。

お願い 医療費控除の明細書、青色申告決算書、収支内訳書は

事前にご自宅で作成ください

▼混雑緩和のために

▽『入場整理券』が必要です

▽同券は国税庁LINE公式アカウントで事前発行のほか、

同署1階で当日分の配付をします

※配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

▼スマートフォンでラクラク申告

会場では、給与所得の方や公

的年金等の雑所得のある方に、

使い慣れたご自身のスマート

フォンのTax e-Taxをお勧め

しています

▲国税庁LINE公式アカウント

▲国税庁LINE公式アカウント

▲国税庁LINE公式アカウント

▲国税庁LINE公式アカウント

▲国税庁LINE公式アカウント

▲国税庁LINE公式アカウント

▲国税庁LINE公式アカウント



▲国税庁LINE公式アカウント

税理士による無料電話相談

関東信越税理士会足利支部

☎556116

日時 2月2日(水)／午前9時30分～正午、午後1時～4時

連絡先 市内の税理士事務所

内容 少額な確定申告の相談

※新型コロナウイルス感染症防止のため、電話相談のみ。

相談方法 最寄りの税理士事務所

所に電話



1月の市税納期

納税課・☎2124

- ▶市・県民税(4期)
- ▶国民健康保険税(7期)

納期限 1月31日(月)

バーコードがある納付書は、コンビニエンスストア、スマートフォン決済(LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay)で納付できます。